

事業者排出量削減計画書 新規・変更

| | | | | | |
|---------------------------|--|--|---|-------------|---|
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 京都府城陽市寺田東ノ口16-17 | | | | |
| 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） | 城陽市長 橋本 昭男 | | | | |
| 事業者の主たる業種 | 地方公共団体 | | | | |
| 該当する事業者要件 | <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上）） | | | | |
| 計画期間 | 平成20年 4月 ~ 平成23年 3月 | | | | |
| 基本方針 | 別添「環境方針」の通り | | | | |
| 推進体制 | 別添「環境政策推進組織図」の通り | | | | |
| | 環境マネジメントシステム名称 | ISO14001 | | | |
| | 適用範囲 | 本庁舎、寺田分庁舎、上下水道部庁舎、保健センター、学校給食センター、ぱれっとJOYO | | | |
| | 取得年月日 | 平成15年3月20日（以後更新継続） | | | |
| 年度ごとの具体的な取組及び措置の計画 | 年度 | 設備、対象、工程等 | 計画内容 | | |
| | 平成20年度~ | 公立保育園等、コミセン（一部）、小学校（一部）、保健センター | グリーンカーテンの導入 | | |
| | 平成20年度~ | 本庁舎 | 省エネデーの導入（毎月5のつく日に空調機稼働終了時間を1時間短縮）、公用車のタイヤ空気圧の適正管理 | | |
| | 平成21年度~ | 本庁舎、上下水道部庁舎、消防庁舎 | 省エネ型照明への更新（高効率蛍光灯、インバーター照明、センサー設置等省エネルギー型照明器具を使用） | | |
| 温室効果ガスの排出量等 | 排出区分 | 基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算） | 目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算） | 増減率 （計画） | |
| | A 事業所等排出区分 | 5,663 t | 5,657 t | -0.1 % | |
| | B 輸送車両排出区分 | t | t | % | |
| | C その他排出区分 | t | t | % | |
| | 排出合計 | *1 5,663 t | *2 5,657 t | -0.1 % | |
| 目標設定の考え方 | 第2期城陽市エコプランの削減目標（平成13年度比6%削減）をもとに算出 | | | | |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等 | 用途区分 | 原単位の指標 | 基準年度（実績） | 目標年度（計画） | |
| | | 二酸化炭素換算 | | % | |
| | | 二酸化炭素換算 | | % | |
| | | 二酸化炭素換算 | | % | |
| 原単位の指標及び計画数値設定の考え方 | | | | | |
| その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等 | 対策等の区分 | 目標年度（計画） | | | |
| | | 取組量等 | （二酸化炭素換算） | | |
| | 森林の保全及び整備 | （整備面積） | ha | （吸収量） | t |
| | 府内産の木材の利用 | （利用量） | m ³ | （削減量） | t |
| | 自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給 | （売電量） | kwh | （削減量） | t |
| | | （熱供給量） | GJ | （削減量） | t |
| | グリーン電力の購入 | （購入量） | kwh | （削減量） | t |
| 削減量等合計 | | | *3 | t | |
| 差引排出量 （排出合計-削減等合計） | 基準年度（実績） | 目標年度（計画） | 増減率（計画） | | |
| | *1 5,663 t | *2 5,657 t | -0.1 % | | |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動 | 市・市民・市民団体・事業者が協力して環境基本計画を推進し、環境保全の普及・啓発に取り組んでいる「城陽環境パートナーシップ会議」に対して、賛助会費、および事務局としての支援を行なっている。 | | | | |
| 特記事項 | 事業所については、外部庁舎（衛生センター、保健センター、消防施設、上下水道施設、保育園、学校、コミセン、給食センター、教育委員会庁舎等）を含めて市庁舎として報告。増減率については、本市の実行計画である「第2期城陽市エコプラン」（平成20年度から平成24年度までの5年間平均で平成13年度比6%削減目標）に基づき、平成19年度の達成率（平成13年度比5.9%削減）を勘案して設定。 | | | | |

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。